

平成28年 No.22

国立大学法人東京学芸大学点検評価規程等の一部を改正する規程等

国立大学法人東京学芸大学事務組織規則の一部を改正する規則

大学教員の総合的業績評価実施基準の一部を改正する基準

正門通りのバナー設置に関する取扱いの一部を改正する取扱い

#### 改正理由

企画評価室及び広報企画室の名称変更に伴い、所要の改正を行うものである。

#### 承認経過

企画評価室及び広報企画室の名称変更に伴う形式的な改正であるため、学長決裁により処理する。

国立大学法人東京学芸大学点検評価規程等の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成28年4月19日

国立大学法人東京学芸大学長

出口利定

平成28年規程第16号

国立大学法人東京学芸大学点検評価規程等の一部を改正する規程

次に掲げる規程の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 国立大学法人東京学芸大学点検評価規程（平成22年規程第19号）
- (2) 国立大学法人東京学芸大学におけるウェブサイト等の運営規程（平成24年規程第14号）

国立大学法人東京学芸大学事務組織規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成28年4月19日

国立大学法人東京学芸大学長

出口利定

平成28年規則第16号

国立大学法人東京学芸大学事務組織規則の一部を改正する規則

国立大学法人東京学芸大学事務組織規則（平成16年規則第3号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

大学教員の総合的業績評価実施基準の一部を改正する基準を次のように制定する。

平成28年4月19日

国立大学法人東京学芸大学長

出口利定

大学教員の総合的業績評価実施基準の一部を改正する基準

大学教員の総合的業績評価実施基準の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

正門通りのバナー設置に関する取扱いの一部を改正する取扱いを次のように制定する。

平成28年4月19日

国立大学法人東京学芸大学長

出口利定

正門通りのバナー設置に関する取扱いの一部を改正する取扱い

正門通りのバナー設置に関する取扱い（平成22年11月5日制定）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学点検評価規程の一部改正について

改正理由：企画評価室及び広報企画室の名称変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正 (案)	現 行
<p>[省略]</p> <p>(実施体制)</p> <p>第2条 自己点検評価を実施し、並びに認証評価及び法人評価を受けるために必要な業務は、役員会の求めに応じて、<u>戦略</u>評価室が行う。</p> <p>[省略]</p> <p>(諸活動等の点検評価)</p> <p>第4条 諸活動等の点検評価は、<u>戦略</u>評価室が点検評価を行う組織の単位、点検評価の項目、様式、手続きの詳細その他必要な事項を定め、実施する。</p> <p>2 諸活動等の点検評価を行う組織を代表する者は、所定の期日までに自己点検結果を<u>戦略</u>評価室長に提出する。</p> <p>3 <u>戦略</u>評価室は、前項の自己点検結果を整理し学内に公表するとともに、自己点検結果を分析し、学長に報告する。</p> <p>4 学長は、前項の報告に基づき評価結果案を作成し、経営協議会又は教育研究評議会の議を経て、評価結果を決定する。</p> <p>5 前項までの規定のほか、大学院連合学校教育学研究科及び各附属学校にあっては、それぞれの組織において諸活動等の点検評価を実施することができる。</p> <p>6 大学院連合学校教育学研究科又は各附属学校を代表する者は、前項の諸活動等の点検評価を実施し、評価結果を決定したときは、学長に報告しなければならない。</p> <p>[省略]</p> <p>(認証評価及び法人評価への対応)</p> <p>第9条 認証評価及び法人評価を受けるにあたっては、評価機関等の示す実施要領等に基づき、<u>戦略</u>評価室が、本学の対応について、その詳細を定めるものとする。</p> <p>2 <u>戦略</u>評価室は、学内の組織に対して、認証評価及び法人評価への対応のために必要な点検及び評価の実施、資料・データの提出等を求めることができる。</p> <p>[省略]</p>	<p>[省略]</p> <p>(実施体制)</p> <p>第2条 自己点検評価を実施し、並びに認証評価及び法人評価を受けるために必要な業務は、役員会の求めに応じて、<u>企画</u>評価室が行う。</p> <p>[省略]</p> <p>(諸活動等の点検評価)</p> <p>第4条 諸活動等の点検評価は、<u>企画</u>評価室が点検評価を行う組織の単位、点検評価の項目、様式、手続きの詳細その他必要な事項を定め、実施する。</p> <p>2 諸活動等の点検評価を行う組織を代表する者は、所定の期日までに自己点検結果を<u>企画</u>評価室長に提出する。</p> <p>3 <u>企画</u>評価室は、前項の自己点検結果を整理し学内に公表するとともに、自己点検結果を分析し、学長に報告する。</p> <p>4 学長は、前項の報告に基づき評価結果案を作成し、経営協議会又は教育研究評議会の議を経て、評価結果を決定する。</p> <p>5 前項までの規定のほか、大学院連合学校教育学研究科及び各附属学校にあっては、それぞれの組織において諸活動等の点検評価を実施することができる。</p> <p>6 大学院連合学校教育学研究科又は各附属学校を代表する者は、前項の諸活動等の点検評価を実施し、評価結果を決定したときは、学長に報告しなければならない。</p> <p>[省略]</p> <p>(認証評価及び法人評価への対応)</p> <p>第9条 認証評価及び法人評価を受けるにあたっては、評価機関等の示す実施要領等に基づき、<u>企画</u>評価室が、本学の対応について、その詳細を定めるものとする。</p> <p>2 <u>企画</u>評価室は、学内の組織に対して、認証評価及び法人評価への対応のために必要な点検及び評価の実施、資料・データの提出等を求めることができる。</p> <p>[省略]</p>

(改善措置の提言)

第12条 戦略評価室は、自己点検評価、認証評価及び法人評価の評価結果に基づき、学長に対し、改善を要する事項等に関する改善措置等の提言を行うことができる。

[省略]

(室員等の義務)

第14条 自己点検評価の実施にかかわる戦略評価室員その他の者は、自己点検評価の対象となる者の基本的人権に配慮するとともに、守秘義務を遵守しなければならない。

(評価資料及びデータ)

第15条 自己点検評価、認証評価及び法人評価に当たり収集した資料及びデータは、戦略評価室が適切な方法で管理する。

2 前項の資料及びデータについては、役員会の議を経て、大学運営のための基礎資料として活用することができる。

附 則

この規程は、平成28年4月19日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

(改善措置の提言)

第12条 企画評価室は、自己点検評価、認証評価及び法人評価の評価結果に基づき、学長に対し、改善を要する事項等に関する改善措置等の提言を行うことができる。

[省略]

(室員等の義務)

第14条 自己点検評価の実施にかかわる企画評価室員その他の者は、自己点検評価の対象となる者の基本的人権に配慮するとともに、守秘義務を遵守しなければならない。

(評価資料及びデータ)

第15条 自己点検評価、認証評価及び法人評価に当たり収集した資料及びデータは、企画評価室が適切な方法で管理する。

2 前項の資料及びデータについては、役員会の議を経て、大学運営のための基礎資料として活用することができる。

国立大学法人東京学芸大学におけるウェブサイト等の運営規程の一部改正について

改正理由：企画評価室及び広報企画室の名称変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正 (案)	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(東京学芸大学ウェブサイト)</p> <p>第2条 学外に対する広報活動を推進するために、本学に東京学芸大学ウェブサイトを設置する。</p> <p>2 東京学芸大学ウェブサイトは、次の各号に定めるオフィシャル・ウェブサイト及びその他のウェブサイトで構成する。</p> <p>(1) オフィシャル・ウェブサイトは、<a href="http://www.u-gakugei.ac.jp/">http://www.u-gakugei.ac.jp/</a>で始まるURLをもつものとし(ただし、<a href="http://www.u-gakugei.ac.jp/">http://www.u-gakugei.ac.jp/</a>が付くものを除く。)、国立大学法人東京学芸大学広報戦略室(以下「<u>広報戦略室</u>」)という。)が運営・管理する。</p> <p>(2) その他のウェブサイトとは、<a href="http://www.u-gakugei.ac.jp/">http://www.u-gakugei.ac.jp/</a>を含むウェブサイト、オフィシャル・ウェブサイトからリンクする学内のウェブサイト及び本学が運営・管理しているサーバを利用するウェブサイトとし、各部局等が運営・管理する。</p> <p>(臨時公式ウェブサイト)</p> <p>第3条 災害及び情報処理センターシステムの障害等によるウェブサーバ停止時の情報発信手段として、学外のウェブサービスを利用した、臨時公式ウェブサイト(<a href="http://sites.google.com/site/gakugeiweb/">http://sites.google.com/site/gakugeiweb/</a>)を設置し、<u>広報戦略室</u>が運営・管理する。</p> <p>(公式Twitter)</p> <p>第4条 本学の通常の広報活動及び臨時公式ウェブサイトを補助するための情報発信手段として、公式Twitter(<a href="https://twitter.com/TokyoGakugei">https://twitter.com/TokyoGakugei</a>)を設置し、<u>広報戦略室</u>が運営・管理する。</p> <p>〔省略〕</p> <p>(措置)</p> <p>第6条 <u>広報戦略室</u>は、前条各号のいずれかに該当すると判断したときは、当該ウェブサイトを管理する部局等に対し警告を発し、リンクの切断等必要な措置を講ずることができる。</p>	<p>〔省略〕</p> <p>(東京学芸大学ウェブサイト)</p> <p>第2条 学外に対する広報活動を推進するために、本学に東京学芸大学ウェブサイトを設置する。</p> <p>2 東京学芸大学ウェブサイトは、次の各号に定めるオフィシャル・ウェブサイト及びその他のウェブサイトで構成する。</p> <p>(1) オフィシャル・ウェブサイトは、<a href="http://www.u-gakugei.ac.jp/">http://www.u-gakugei.ac.jp/</a>で始まるURLをもつものとし(ただし、<a href="http://www.u-gakugei.ac.jp/">http://www.u-gakugei.ac.jp/</a>が付くものを除く。)、国立大学法人東京学芸大学広報企画室(以下「<u>広報企画室</u>」)という。)が運営・管理する。</p> <p>(2) その他のウェブサイトとは、<a href="http://www.u-gakugei.ac.jp/">http://www.u-gakugei.ac.jp/</a>を含むウェブサイト、オフィシャル・ウェブサイトからリンクする学内のウェブサイト及び本学が運営・管理しているサーバを利用するウェブサイトとし、各部局等が運営・管理する。</p> <p>(臨時公式ウェブサイト)</p> <p>第3条 災害及び情報処理センターシステムの障害等によるウェブサーバ停止時の情報発信手段として、学外のウェブサービスを利用した、臨時公式ウェブサイト(<a href="http://sites.google.com/site/gakugeiweb/">http://sites.google.com/site/gakugeiweb/</a>)を設置し、<u>広報企画室</u>が運営・管理する。</p> <p>(公式Twitter)</p> <p>第4条 本学の通常の広報活動及び臨時公式ウェブサイトを補助するための情報発信手段として、公式Twitter(<a href="https://twitter.com/TokyoGakugei">https://twitter.com/TokyoGakugei</a>)を設置し、<u>広報企画室</u>が運営・管理する。</p> <p>〔省略〕</p> <p>(措置)</p> <p>第6条 <u>広報企画室</u>は、前条各号のいずれかに該当すると判断したときは、当該ウェブサイトを管理する部局等に対し警告を発し、リンクの切断等必要な措置を講ずることができる。</p>



〔省略〕

附 則

この規程は、平成28年4月19日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

〔省略〕

国立大学法人東京学芸大学事務組織規則の一部改正について

改正理由：企画評価室及び広報企画室の名称変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正 (案)	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(総務課)</p> <p>第17条 〔省略〕</p> <p>2 評価推進室においては、主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) 大学の将来構想及び中期目標・中期計画に関し、企画立案し、及び連絡調整すること。</p> <p>(2) <u>戦略評価室</u>の業務に関し、連絡調整すること。</p> <p>(3) 大学の点検評価に関すること。</p> <p>(4) 学内の教育研究組織の整備に関すること。</p> <p>〔省略〕</p> <p>(広報企画課)</p> <p>第19条 広報企画課においては、主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) 大学広報に関し、企画立案し、及び連絡調整すること。</p> <p>(2) <u>広報戦略室</u>の業務に関し、連絡調整すること。</p> <p>(3) 大学情報の発信のための情報収集及び大学情報の発信に関すること。</p> <p>(4) 情報公開に関すること。</p> <p>(5) 個人情報保護に関すること。</p> <p>(6) 指定統計調査及び報告に関すること。</p> <p>(7) 地域社会との連携・交流事業に関し、企画立案し、及び連絡調整すること。</p> <p>(8) 公開講座等生涯学習事業に関すること。</p> <p>(9) 所掌事務の調査及び報告に関すること。</p> <p>(10) その他広報連携に関すること。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、平成28年4月19日から施行し、平成28年4月1日から適用する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(総務課)</p> <p>第17条 〔省略〕</p> <p>2 評価推進室においては、主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) 大学の将来構想及び中期目標・中期計画に関し、企画立案し、及び連絡調整すること。</p> <p>(2) <u>企画評価室</u>の業務に関し、連絡調整すること。</p> <p>(3) 大学の点検評価に関すること。</p> <p>(4) 学内の教育研究組織の整備に関すること。</p> <p>〔省略〕</p> <p>(広報企画課)</p> <p>第19条 広報企画課においては、主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) 大学広報に関し、企画立案し、及び連絡調整すること。</p> <p>(2) <u>広報企画室</u>の業務に関し、連絡調整すること。</p> <p>(3) 大学情報の発信のための情報収集及び大学情報の発信に関すること。</p> <p>(4) 情報公開に関すること。</p> <p>(5) 個人情報保護に関すること。</p> <p>(6) 指定統計調査及び報告に関すること。</p> <p>(7) 地域社会との連携・交流事業に関し、企画立案し、及び連絡調整すること。</p> <p>(8) 公開講座等生涯学習事業に関すること。</p> <p>(9) 所掌事務の調査及び報告に関すること。</p> <p>(10) その他広報連携に関すること。</p> <p>〔省略〕</p>

大学教員の総合的業績評価実施基準の一部改正について

改正理由：企画評価室及び広報企画室の名称変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正 (案)	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(評価に係る組織等の役割)</p> <p>第3 総合的業績評価に係る組織等の役割は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>〔省略〕</p> <p>4 <u>戦略評価室</u> 学系別報告書を全学的見地から総合的に分析した全学報告書（以下「全学報告書」という。）の原案作成及び役員会への提出</p> <p>〔省略〕</p> <p>(評価の実施手順)</p> <p>第4 総合的業績評価は、次の手順で実施する。</p> <p>〔省略〕</p> <p>8 役員会は、<u>戦略評価室</u>に対して、全学報告書の原案作成を依頼する。 9 <u>戦略評価室</u>は、全学報告書の原案を作成し、役員会に提出する。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u> <u>この基準は、平成28年4月19日から施行し、平成28年4月1日から適用する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(評価に係る組織等の役割)</p> <p>第3 総合的業績評価に係る組織等の役割は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>〔省略〕</p> <p>4 <u>企画評価室</u> 学系別報告書を全学的見地から総合的に分析した全学報告書（以下「全学報告書」という。）の原案作成及び役員会への提出</p> <p>〔省略〕</p> <p>(評価の実施手順)</p> <p>第4 総合的業績評価は、次の手順で実施する。</p> <p>〔省略〕</p> <p>8 役員会は、<u>企画評価室</u>に対して、全学報告書の原案作成を依頼する。 9 <u>企画評価室</u>は、全学報告書の原案を作成し、役員会に提出する。</p> <p>〔省略〕</p>

正門通りのバナー設置に関する取扱いの一部改正について

改正理由：企画評価室及び広報企画室の名称変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正 (案)	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(申請)</p> <p>第4 バナーを設置しようとする者(以下、「申請者」という。)は、別紙様式により、原則として、設置開始予定日の属する月の2カ月前の月末までに、<u>広報戦略室長</u>に申請することとする。</p> <p>(許可)</p> <p>第5 <u>広報戦略室長</u>は、申請者から申請があったときは、申請内容を確認し、設置許可期間を付して許可決定する。</p> <p>2 <u>広報戦略室長</u>は、申請の内容について修正を要すると判断した場合は、修正の指示を付して許可決定する。</p> <p>3 <u>広報戦略室長</u>は、設置希望期間が重複する複数の申請を受け付けた場合、優先順位を、大学主催、大学共催、大学後援、その他の順として許可決定する。</p> <p>4 <u>広報戦略室長</u>は、許可決定した場合は、別紙様式により、申請者にその旨を通知する。</p> <p>(設置等)</p> <p>第6 申請者は、<u>広報戦略室長</u>からの許可決定通知に従い、バナーの設置をすることができる。</p> <p>2 バナーの設置及び撤去は、申請者が行う。ただし、設置及び撤去は、安全性確保のため、専門の業者に依頼することとし、当該経費は申請者が負担する。</p> <p>(設置許可内容の変更指示)</p> <p>第7 <u>広報戦略室長</u>は、特別な事情が生じた場合、申請者に許可決定を通知した後であっても、申請者に対しその許可内容の変更を指示することができる。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この取扱いは、平成28年4月19日から施行し、平成28年4月1日から適用する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(申請)</p> <p>第4 バナーを設置しようとする者(以下、「申請者」という。)は、別紙様式により、原則として、設置開始予定日の属する月の2カ月前の月末までに、<u>広報企画室長</u>に申請することとする。</p> <p>(許可)</p> <p>第5 <u>広報企画室長</u>は、申請者から申請があったときは、申請内容を確認し、設置許可期間を付して許可決定する。</p> <p>2 <u>広報企画室長</u>は、申請の内容について修正を要すると判断した場合は、修正の指示を付して許可決定する。</p> <p>3 <u>広報企画室長</u>は、設置希望期間が重複する複数の申請を受け付けた場合、優先順位を、大学主催、大学共催、大学後援、その他の順として許可決定する。</p> <p>4 <u>広報企画室長</u>は、許可決定した場合は、別紙様式により、申請者にその旨を通知する。</p> <p>(設置等)</p> <p>第6 申請者は、<u>広報企画室長</u>からの許可決定通知に従い、バナーの設置をすることができる。</p> <p>2 バナーの設置及び撤去は、申請者が行う。ただし、設置及び撤去は、安全性確保のため、専門の業者に依頼することとし、当該経費は申請者が負担する。</p> <p>(設置許可内容の変更指示)</p> <p>第7 <u>広報企画室長</u>は、特別な事情が生じた場合、申請者に許可決定を通知した後であっても、申請者に対しその許可内容の変更を指示することができる。</p> <p>〔省略〕</p>